

国立大学法人秋田大学役員退職手当規程

平成16年4月14日

規則第130号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人秋田大学の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が退職した場合（解任された場合及び死亡した場合を含む。以下同じ。）の退職手当の支給について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合に100分の83.7を乗じて得た割合を乗じて得た金額とする。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの本給月額に100分の12.5の割合に100分の83.7を乗じて得た割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、学長が、当該役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合には、経営協議会の議を経てその額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(国家公務員として在職した後引き続き役員となった者等に対する退職手当に係る特例)

第4条 役員のうち、学長の要請に応じ、引き続き国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間に係る第2条の適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に定める。

3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続き役員となるため退職をし、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合においては、学長が別に定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額は、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての本給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、学長が

別に定める。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(職員との在職期間の通算)

第6条 役員が、引き続いて職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となったときは、この規程による退職手当は、支給しない。
2 役員が引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第7条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、役員としての引き続いた在職期間を国立大学法人秋田大学職員退職手当規程(平成16年規則第67号。以下「職員退職手当規程」という。)第10条に規定する在職期間とみなし、同規程の規定により算出して得た額とする。
2 前項の役員に対する退職手当の額については、学長が、役員としての在職期間における当該役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合には、経営協議会の議を経て、これを増額し、又は減額することができる。

(退職手当の支給)

第8条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に支給するものとし、本人が死亡したときは、その遺族に支給するものとする。ただし、役員が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第17条第2項第2号又は第3項の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

(退職手当の返納等の取扱い)

第9条 退職手当の返納等の取り扱いについては、職員退職手当規程第16条から第20条までの規定を準用する。

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第8条に規定する遺族の範囲及び順位は、職員退職手当規程第2条の2の規定を準用する。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施規定)

第12条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。